短期入所療養介護サービス重要事項説明書

１・施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設　白鷹あゆみの園
・開設年月日　　平成１６年７月１日
・所在地　　山形県西置賜郡白鷹町大字十王５０８７番地１
・電話番号　　０２３８－８５－５６７８
・ファックス番号　　０２３８－８５－６８８８
・管理者名　　施設長　　齋 藤　聰
・入所定員等　　定員１００名　・療養室９６室（個室 92、二人室 4）
・通所定員　　定員４０名
・介護保険指定番号　　０６５２７８００１６

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

〔介護老人保健施設の目的〕

介護老人保健施設は、介護保険法令に従い、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練を行います。また、専門的な医療を除く一般的な医療と日常生活上の世話などの介護保険施設サービスを提供します。それらにより要介護者である入所者が現在有る能力に応じた日常生活を営むことが維持継続できるようにします。また、保健・医療・福祉機関と協力し、家族や地域の人々と一体となった安心な生活を居宅で１日でも長く継続できるよう短期入所療養介護サービスを提供し支援することを目的とします。

〔介護老人保健施設　白鷹あゆみの園の運営方針〕

① 当施設では、利用者の有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づいて医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅での生活に復帰することを目指します。
② 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「生き生き」と「充実」して過ごすことができるようなサービスの提供に努めます。
③ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。また、利用者の同意を得てサービスを実施するよう努めます。
④ 地域のボランティア活動等との連携を大切にし、福祉環境の多方面からの意見交流を支援します。

（３）施設の職員体制（必置職については、法令の定めるところによる。）

	常勤及び非常勤
・施設長（医　師）	１（常勤換算）
・看護職員又は介護職員	３４以上
・支援相談員	3
・作業療法士・理学療法士	１以上
・管理栄養士	1
・介護支援専門員	1
・事務職員（業務員含む）	3
・その他（入浴パート・運転）	

（４）通常の施設サービス実施区域

通常の当施設職員による送迎を実施する区域は、白鷹町、長井市及び朝日町です。
ただし、これ以外の地域の場合は、相談の上検討して対応する場合があります。

２・施設サービスの内容と費用

（１）介護保険給付対象サービス

ア、サービス内容

サービス内容・種 類	内　　容
施設サービス計画の立案	居宅での介護支援専門員が立案した居宅サービス計画書に基づいて適切な計画を立てます。 居宅サービス計画書の変更があれば見直し、利用者、ご家族の同意を得て実施されます。
食事 （栄養管理）	（食事時間） 朝食：　８時００分 昼食：１２時００分 夕食：１８時００分 心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を実施します。
医学的管理・看護	短期入所利用中であっても、かかりつけ医が主治医となりますが、必要がある場合には当施設医が診察を行います。 なお、当施設では対応できない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、他の医療機関での治療となります。
生活サービス	当施設に入所中は明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立った支援を心がけます。

○入浴	利用者は、週に最低２回利用できます。一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。また、利用者の身体状況に応じて清拭となる場合があります。
○排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
○離床､着替え､整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週１回、実施します。
○食事	利用者の状況に応じて適切な食事形態や介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
相談援助サービス	利用者とそのご家族からのご相談に対応します。 退所時の支援も行います。
リハビリテーション	理学療法士、作業療法士により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持と低下を防止するよう努めます。
送迎	希望により送迎を行った場合 実施する区域は、白鷹町、長井市及び朝日町 ただし、これ以外の地域の場合は、相談の上検討して対応する場合があります。
行政手続代行	必要書類の代行（介護保険証等の申請等）
その他	※サービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

イ 、費用

利用料・加算等については、別紙利用料金表のとおりです。

（2）介護保険給付対象外サービス

種　　類	内　　容	利　用　料
居住費	居住に要する費用です。	別紙掲示の料金表のとおりです。
特室利用料	テレビ・電話・内装収納は特室仕様・電気機器持込料金は無料です。	別紙掲示の料金表のとおりです。

食　費	朝・昼・夕の食事とおやつを提供します。	別紙掲示の料金表のとおりです。
理髪・美容	理髪店の出張による理髪・美容サービスをご利用いただけます。	原則月３回 実費にて実施します。
施設内洗濯費	施設内洗濯費（排泄物等の汚染時）	別紙掲示の料金表のとおりです。
ランドリー使用料	洗濯機・乾燥機（使用時）	別紙掲示の料金表のとおりです。
クリーニング	委託業者依頼	実費にてご利用いただけます。
催事参加費 （レクリエーション行事 ）	夏まつりや各種レクリエーション等を実施します。	実費をご負担いただきます。
電気機器持込料（一般療養室）	テレビ、電気毛布等の電気機器を持ち込んだ場合	別紙掲示の料金表のとおりです。
各種電気機器貸出料	施設にある各種電気機器を貸出いたします。	別紙掲示の料金表のとおりです。
施設内洗濯	施設内洗濯費（排泄物等の汚染時） 洗濯機・乾燥機（使用時）	別紙掲示の料金表のとおりです。
電話料	電話使用時にお支払いいただきます。	実費をご負担いただきます。
健康管理費 （各種予防接種料）	インフルエンザ予防接種等にかかる費用で、接種後にお支払いいただきます。	医師会等で定めた広域実施料金を参考にいただきます。
日用品費	利用者の希望により、シャンプー、リンス、歯ブラシ等の身の回りの品として日常生活上必要なものを提供する場合	別紙掲示の料金表のとおりです。
文書料	各種文書作成時にお支払いいただきます。	実費をご負担いただきます。
その他 購入物品等	利用者の希望により、必要なものを購入する場合	実費をご負担いただきます。
エンゼルケア代	利用者がお亡くなりになった際のお見送り費用	実費をご負担いただきます。

（3）利用料等のお支払方法

・毎月、１５日頃までに「別紙料金表」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料請求書により契約者様に請求いたします。

・支払い方法は、「きらやか銀行」からの口座引落しとなります。その他につきましては、別途ご相談下さい。

・引落日は、ご利用月の翌月指定日となります。指定日までに指定口座にご入金ください。翌月の利用料請求書と同封して、利用料領収書を発行いたします。

なお、利用料領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管ください。

３・協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応していただくようお願いしています。

協力医療機関	
名　　称	白鷹町立病院
住　　所	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲５０１
電話番号	０２３８－８５－２１５５
協力歯科医療機関	
名　　称	佐藤歯科医院
住　　所	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙１０１８
電話番号	０２３８－８５－２４２２

４・施設利用にあたっての留意事項

✧　食事

当施設を利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。

食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に当施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービスの内容としています。その実施には、食事の内容の管理が欠かせませんので、食料の持ち込みはご遠慮ください。また、食中毒等の危険防止の観点からもご遠慮いただきます。

なお、ご家族に限り一定の条件の下、食料を持込むことが出来る場合がありますので職員に問合せてください。

✧　面会時間

午前 9 時から午後 4 時までです。

✧　外出

所定の申請書にご記入のうえ、当施設長の許可を受けてください。

✧　受診時の送迎について

病院などの医療機関で受診する場合の送迎は、ご家族での対応となります。

✧ 消灯時間

午後９時です。

✧ 飲酒・喫煙

禁止です。

✧ 設備、備品の利用

当施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反し破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

✧ 所持品、備品等の持込

他の利用者に迷惑となると当施設が判断したものの持込はお断りする場合があります。

✧ 金銭、貴重品の管理

盗難等については、当施設では責任を負いかねますので、必要以上の金銭、貴重品は携帯しないでください。

✧ 外出時の施設外での受診

医療機関への受診は原則的にはできません。しかし、緊急の場合はこの限りではありませんので、当施設に入所中である旨を受診先にお伝えください。また、当施設・白鷹あゆみの園にもご連絡ください。

✧ ペットの持込

ペットの持込及び飼育はお断りいたします。

✧ 私物洗濯

原則的に利用者又はご家族に行っていただきますが、状況により無理な場合は業者を紹介いたします。全て実費負担となります。

５・非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、火災自動通報装置など

・防災訓練　　年２回（昼１回・夜間想定１回）

６・禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者やご家族の「営利行為」、「宗教の勧誘」、「特定の政治活動」は禁止です。

７・要望及び苦情の受け付け

当施設での要望又は苦情などは、支援相談員又は担当職員にご相談ください。
提供する介護保険施設サービスに対してのご意見なども、お気軽にお寄せください。

また、備え付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」への投函で受け付けていますのでご利用ください。

苦情受付窓口　　電話　０２３８－８５－５６７８

８・緊急時における対応

当施設の提供する介護保険施設サービス中に身体状況の急変、その他非常災害等の緊急事態が生じた場合は、必要な措置を講ずるとともに、当該利用者の家族及び関係自治体に連絡を行います。

また、当該サービスによる賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9・事故発生時の対応

当施設は、サービスの提供中に利用者の身体状況の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関での診療等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族兼市町村の居宅介護支援事業所へ報告します。

10・施設サービス提供記録の保存期間

当施設の提供する介護保険施設サービスに関する諸記録の保存期間は、契約終了後 5 年間です。なお、情報の開示は有料になります。

11・秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、個人情報使用法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることについては、情報の提供を行うことができます。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。